

2) 麻薬処方せんにより調剤された麻薬の廃棄 [法第 35 条第 2 項]

麻薬処方せんにより交付された麻薬を、患者死亡等により譲り受けた場合は、麻薬小売業者（薬局開設者）自ら、もしくは管理薬剤師が、薬局の他の職員立会いのもとに回収困難な方法で廃棄し、廃棄後【 】に「調剤済麻薬廃棄届」を、都道府県知事に提出する。麻薬帳簿には廃棄の立会い者が署名する。また、30 日以内であれば、その間の複数の廃棄をまとめて 1 つの届出書で提出することもできる。

○麻薬年間届 [法第 47 条]；麻薬小売業者は、毎年【 】までに麻薬年間届を都道府県知事に届け出なければなりません。（実際は以下の項目について、所轄保健所に提出する。）

①前年の 10 月 1 日に、所有していた麻薬の品名、数量。

②前年の 10 月 1 日からその年の 9 月 30 日までの間に譲り受けた麻薬、及び譲り渡した麻薬の品名、数量。

③その年の 9 月 30 日に、所有していた麻薬の品名、数量。

\* 自家予製剤の倍散、例えば塩酸モルヒネ 10 倍散は、原末に換算することなく、それぞれ別品目として記載する。

参考資料：

- ・薬事衛生六法 2005 薬事日報社
- ・薬局における麻薬管理マニュアル 厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課 (H18. 12)

## チェックテスト P105 ①向精神薬

氏名

実施日

(社)岡山県薬剤師会会営薬局 H19.4

保険薬局での業務に必要な部分を中心にまとめたものです。

【 】にあてはまる言葉を記入してください。

### ◆向精神薬

○向精神薬は薬事法の規制に加えて、【 】の規制をうけます。

○免許 [法第 50 条、第 50 条の 2、第 50 条の 26] ;

向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許は【 】が行い、免許の有効期間は免許の日から【 】です。薬事法の規定による薬局開設者は別段の申し出をしない限り、向精神薬卸売業者及び【 】の免許を受けたものとみなされます。また、薬事法の規定による一般販売業の許可を受けたものは別段の申し出をしない限り、向精神薬卸売業者の免許を受けたものとみなされます。(向精神薬輸入業者、輸出業者、製造製剤業者、使用業者の免許は厚生労働大臣が行い、免許の有効期間は免許の日から 5 年)

○記録 [法第 50 条の 23] :

向精神薬は、その乱用のおそれ及び有害作用の程度により第 1 種から第 3 種までの 3 種類に分けられています。このうち【 】(麻薬及び向精神薬取締法施行令第 3 条、第 4 条参照)は、譲り受け、譲り渡し又は廃棄したときは、向精神薬の【 】、【 】、年月日、譲り受け又は譲り渡しの相手方の氏名、名称、住所を記録し、記録の日から【 】保存することが義務付けられています。処方せんにより調剤したものと、第 3 種は記録不要です。

○保管 [麻薬及び向精神薬取締法施行規則第 40 条] ;

『向精神薬取扱者は、その所有する向精神薬を薬局内で保管しなければならない。保管は、向精神薬に関する業務に従事する者が実地に盗難の防止につき必要な注意をする場合を除き、【 】設備内で行わなければならない。』

よって、薬剤師が不在となる閉局時は、調剤室に施錠する等必要な措置を講じる。

○事故の届出 [法第 50 条の 22、麻薬及び向精神薬取締法施行規則第 41 条] ;

向精神薬が盗難にあった場合は、警察署に届けるとともに、都道府県知事に届け出る。また、一定の数量以上(下表)の滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかに都道府県知事に届け出る。

(実際は所轄の保健所向精神薬事故届を届け出る)

末、散剤、顆粒剤	100 g 又は 100 包
錠剤、カプセル剤、坐剤	【 】個
注射剤	10 アンプル又は 10 パイアル
内用液剤	10 容器

○輸入・輸出 [法第 50 条の 8、第 50 条の 11、麻薬及び向精神薬取締法施行規則第 27 条、第 30 条];

向精神薬は原則として輸出や輸入はできませんが、【 】の目的である場合、別表第 1 に掲げる向精神薬であって、その成分の分量が同表に掲げる分量以下であるもの（注射を除く）を携帯して出国又は入国することができます。また、分量を超える場合や注射薬であっても、自己の疾病の治療のため特に必要であることを証する書類を所持すれば携帯して出入国できます。国によって携帯できる成分が違うので注意が必要です。

\* 向精神薬は投与期間に上限が設けられている医薬品に該当するので、それぞれ何日まで処方可能かをよく注意して調剤する必要があります。

## チェックテスト P105 ①毒薬・劇薬

氏名

実施日

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局 H19. 6

1. 以下の表は、毒薬・劇薬と毒物・劇物の取り扱い上のポイントを対比させたものです。

【           】にあてはまる言葉を記入してください。

	毒薬・劇薬	毒物・劇物
取扱免許	薬局	毒物劇物一般販売業
毒薬と毒物の表示	【           】白字で、品名、「毒」の文字	「医薬用外」の文字、赤地に白色で「毒物」の文字
劇薬と劇物の表示	白地に【           】で、品名、「劇」の文字	「医薬用外」の文字、白地に赤色で「劇物」の文字
開封販売	薬局は、可	特に制限は、ない
譲渡手続	譲渡人から「 <u>譲受文書</u> 」の交付を受ける	譲渡人から「 <u>譲受文書</u> 」の提出を受ける
譲渡文書の記載事項	品名、数量、【           】、譲渡年月日、譲受人の氏名、職業、住所、署名、または記名押印	名称、数量、販売年月日、譲受人の氏名、職業、住所、署名(または記名)押印
譲渡文書の保存	譲渡の日から、【           】	譲渡の日から、 <u>5年間</u>
交付の制限	【           】未満 安全な取扱いに不安のある者	<u>18歳未満</u> 精神病または麻薬・大麻・あへん・覚せい剤の中毒者
貯蔵及び陳列	他の物と区別し、「【           】薬」には施錠	他の物と区別し、 <u>施錠設備を設置、貯蔵、陳列の場所に「医薬用外」、「毒物」または「劇物」の表示</u>

参考：三輪亮寿著「薬事法関係法規」

2. 毒薬及び劇薬の取扱いを規制している法律は何ですか？

【           】

## チェックテスト P105 ①覚せい剤原料

氏名

実施日

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

保険薬局での業務に関係する部分を中心にまとめたものです。

【 】にあてはまる言葉を記入してください。

### ◆覚せい剤原料

○覚せい剤原料の取り扱いは、【 】で規制されています。

○指定 [法第 30 条の 2] ;

覚せい剤原料は、指定を受けた者以外から譲り受けることはできないので、薬局間であっても【 】の指定を受けなければ、覚せい剤原料の譲渡・譲受を行うことはできません。(譲り渡す側が指定を受けていれば、譲り受ける側には指定なしでよい)

会営薬局では、分譲(分割販売、小分け)を他の薬局に行っているため、「覚せい剤原料取扱者」の指定を受けています。指定は【 】が行い、有効期間は指定日から【 】後の 12 月末日です。最長 5 年ということになります。

○所持 [法第 30 条の 7] ; 薬局では、次の 2 つの条件を満たす場合に限り、覚せい剤取締法で規定されている覚せい剤原料を所持することができます。①調剤のために使用するものであること。②医薬品である覚せい剤原料であること。会営薬局では、塩酸セレギリン錠、商品名【 】がパーキンソン病の治療目的で調剤されています。

○譲渡・譲受 [第 30 条の 9、第 30 条の 10] ;

処方せんにより調剤した医薬品である覚せい剤原料を当該処方せんを所持する者に譲り渡す場合を除き、覚せい剤原料の譲渡・譲受には、麻薬と同じように、【 】と【 】の交換が必要です。譲渡証・譲受証は【 】間の保存が義務付けられています。

○保管 [法第 30 条の 12] ; 薬局開設者は薬局内の【 】において行わなければなりません。ただし、麻薬金庫への保管はできません。

○廃棄 [法第 30 条の 13] ; 古くなった覚せい剤原料や調剤ミスなどで使えなくなった覚せい剤原料を廃棄する場合は、事前に【 】を都道府県知事に届け出て、当該職員の立会いのもとに廃棄することが必要です。患者さんに調剤したが、死亡などで家族が薬局に持ち込んだ場合は、届出は不要です。(麻薬の場合との違いを理解しましょう)

○事故の届出 [法第 30 条の 14] ; 覚せい剤原料を喪失、盗難、又はその所在が不明となったときは、すみやかにその覚せい剤原料の品名および数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項(「覚せい剤原料事故届」)を都道府県知事に届け出なければなりません。

(覚せい剤輸入業者など、都道府県知事経由で厚生労働大臣に届出が必要な場合もある)

○帳簿 [法第 30 条の 17] ; 処方せんの調剤を行うために覚せい剤原料を所持する場合、法令による記帳義務はありませんが、覚せい剤原料取り扱い者の指定を受けて所持する場合は、薬局内に帳簿を備え、次に掲げる事項を記入しなければなりません。

①譲り渡し、譲り受け、又は業務のため使用した覚せい剤原料の品名、数量、その年月日。

②第 30 条の 14 (事故の届出) の規定により届出をした覚せい剤原料の品名、数量、その年月日。

帳簿は、最終の記入をした日から 2 年間保存しなければなりません。

## チェックテスト P105①特定生物由来製品

氏名

実施日

(社)岡山県薬剤師会会営薬局 H19.6

1. 特定生物由来製品の定義について、【 】にあてはまる言葉を記入してください。

特定生物由来製品とは、【 】のうち、販売し、賃貸し、又は授与した後において当該生物由来製品による保健衛生上の【 】又は【 】を防止するための措置を講ずることが必要なものであって、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

2. 特定生物由来製品の取り扱いに際し、薬事法の規定により医療機関・薬局が行わなければならないことを3つあげてください。

- 
- 
- 

3. 特定生物由来製品を使用した（薬局で患者に渡した）場合、記録する情報の内容と保存期間を記載してください。

記録事項：○

○

○

保存期間：

4. 薬事法施行規則第231条、第233条により、特定生物由来製品の表示として、直接の容器又は直接の被包に記載しなければならない事項について、次の【 】にあてはまる言葉を記入してください。

法第68条の3第2号の厚生労働省令で定める表示は、白地に【 】、【 】をもって記載する【 】の文字とする。

法第68条の3第4号の厚生労働省令で定める事項は、人の血液又はこれから得られた物を有効成分とする生物由来製品及びこれ以外の人血液を原材料として製造される特定生物由来製品にあつては、原材料である血液が【 】の国名及び献血又は【 】の別とする。

## チェックテスト P105①特定生物由来製品 解答例

氏名

実施日

(社)岡山県薬剤師会会営薬局 H19.6

1. 特定生物由来製品の定義について、【 】にあてはまる言葉を記入してください。

特定生物由来製品とは、【 生物由来製品 】のうち、販売し、賃貸し、又は授与した後において当該生物由来製品による保健衛生上の【 危害の発生 】又は【 拡大 】を防止するための措置を講ずることが必要なものであって、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

2. 特定生物由来製品の取り扱いに際し、薬事法の規定により医療機関・薬局が行わなければならないことを3つあげてください。

○患者への適切な説明・・・有効性および安全性その他特定生物由来製品の適正な使用のために必要な事項について、使用の対象者に対し適切な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。[薬事法第68条の7]

○使用の記録・保存[薬事法第68条の9、薬事法施行規則第241条]

○感染症情報等の厚生労働大臣への報告[薬事法第77条4の2]

3. 特定生物由来製品を使用した（薬局で患者に渡した）場合、記録する情報の内容と保存期間を記載してください。[薬事法第68条の9、薬事法施行規則第238条、薬事法施行規則第241条]

記録事項：○使用の対象者の氏名及び住所

○特定生物由来製品の名称及び製造番号又は製造記号

○使用の対象者に使用した年月日

保存期間：少なくとも20年間

4. 薬事法施行規則第231条、第233条により、特定生物由来製品の表示として、直接の容器又は直接の被包に記載しなければならない事項について、次の【 】にあてはまる言葉を記入してください。

法第68条の3第2号の厚生労働省令で定める表示は、白地に【 黒枠 】【 黒字 】をもって記載する【 「特生物」 】の文字とする。

法第68条の3第4号の厚生労働省令で定める事項は、人の血液又はこれから得られた物を有効成分とする生物由来製品及びこれ以外の人々の血液を原材料として製造される特定生物由来製品にあつては、原材料である血液が【 採取された国 】の国名及び献血又は【 非献血 】の別とする。

## チェックテスト P105 ②毒物・劇物

氏名

実施日

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局 H19. 4

以下の表は、毒薬・劇薬と毒物・劇物の取り扱い上のポイントを対比させたものです。

【           】にあてはまる言葉を記入してください。

	毒薬・劇薬	毒物・劇物
取扱免許	薬局	【           】
毒薬と毒物の表示	黒地に白く白字で、品名、「毒」の文字	「医薬用外」の文字、赤地に白色で【           】の文字
劇薬と劇物の表示	白地に赤く赤字で、品名、「劇」の文字	「医薬用外」の文字、白地に赤色で「劇物」の文字
開封販売	薬局は、可	特に制限は、ない
譲渡手続	譲渡人から「 <u>譲受文書</u> 」の交付を受ける	譲渡人から「 <u>譲受文書</u> 」の提出を受ける
譲渡文書の記載事項	品名、数量、 <u>使用目的</u> 、譲渡年月日、譲受人の氏名、職業、住所、 <u>署名</u> 、または <u>記名押印</u>	名称、数量、販売年月日、譲受人の氏名、職業、住所、 <u>署名</u> (または <u>記名</u> ) <u>押印</u>
譲渡文書の保存	譲渡の日から、 <u>2年間</u>	譲渡の日から、【           】
交付の制限	<u>14歳未満</u> 安全な取扱いに不安のある者	【           】 <u>未満</u> 精神病または麻薬・大麻・あへん・覚せい剤の中毒者
貯蔵及び陳列	他の物と区別し、「 <u>毒薬</u> 」には <u>施錠</u>	他の物と区別し、 <u>施錠設備を設置</u> 、 <u>貯蔵、陳列の場所に</u> 【           】、「 <u>毒物</u> 」または「 <u>劇物</u> 」の表示

参考：三輪亮寿著「薬事法関係法規」

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
201	①医療の担い手が守るべき倫理規範を遵守する。(態度)	観察記録	実習期間		
	②職務上知り得た情報について守秘義務を守る。(態度)	観察記録	実習期間		

項目	はい	いいえ	評価日	評価者
薬剤師綱領・薬剤師倫理規定を声に出して読むことができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
薬剤師綱領・薬剤師倫理規定の精神を理解し、実践できるようになりましたか？				
1. 薬剤師の任務が調剤・医薬品の供給・その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものであることが理解できた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
2. 良心と愛情を持って職能を発揮できるように努めることができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
3. 薬事関連法規を理解し、遵守することができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
4. 積極的に自己研鑽に努めることができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
5. 患者の利益のため最善をつくすことができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
6. 実習中に知り得た患者等の秘密を守ることができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
7. 品位と信用を損なう行為、信義にもとる行為をしなかった。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
刑法第 134 条および個人情報保護法を理解することにより、薬剤師に求められる守秘義務を守ることができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
202	①医薬品の基本的な情報源（厚生労働省、日本製薬工業協会、製薬企業、日本薬剤師会、卸など）の種類と特徴を正しく理解し、適切に選択できる。（知識・技能）	客観試験 実地試験 観察記録	実習期間	/	
	②基本的な医薬品情報（警告、禁忌、効能、副作用、相互作用など）を収集できる。（技能）	実地試験 観察記録	実習期間	/	

①-1. 繁用される情報源の種類と特徴についての理解を、客観試験（別紙）により評価する。

①-2. および②

実習期間を通して、添付文書やその他の情報源の中から欲しい情報を適切に収集できているか指導薬剤師の観察およびP206のレポート作成などにより評価する。

[評価方法] 新薬説明会に参加し、製薬企業による医薬品の情報源の種類と特徴を学び、MRの説明を聞くことで基本的な医薬品情報の収集を体験してもらい、P206のレポート作成で評価を行う。

## チェックテスト P202 ①医薬品の情報源

氏名

実施日

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

1. 以下に示す表は、医薬品の繁用される情報源の種類と特徴をまとめたものです。

【           】にあてはまる言葉を記入してください。

情報源の種類	特徴
医療用医薬品 【           】	○薬事法第 52 条で定められた、医師・歯科医師・薬剤師を対象に、患者の安全を確保し医薬品の適正使用を図るための情報を提供する目的で、製薬企業が作成し、医薬品に添付される文書のことであり、医療従事者が医薬品を使用する際の基本的で根源的な情報源である。 ○紙面の量的限界や記載禁止事項（薬事法第 54 条）などから、臨床では必要な情報でも記載できないものもある。例：適応外使用や外国での用法・用量など。
医薬品インタビューフォーム（IF）	○添付文書などの情報を【           】し、薬剤師などの医療従事者にとって日常業務に必要な医薬品の適正使用に必要な情報、あるいは薬剤情報提供の裏づけとなる情報などが集約された総合的な【           】として【           】が記載要領を策定し、薬剤師などのために該当する医薬品の製薬企業に作成および提供を依頼している学術資料として位置づけられている。 ○IF は製薬企業が任意で作成しているものであり、法律で定められた公的文書ではない。
医薬品製品情報概要	○医薬品の普及と適正使用の推進を目的として、製薬企業が個々の医薬品の【           】をまとめた資料である。
新医薬品の 【           】	○新しい医薬品の安全性情報を提供するために、“使用上の注意”の背景と内容についてわかりやすく解説した資料である。
【           】 (DSU : Drug Safety Update)	○DSU は日本製薬団体連合会が添付文書の使用上の注意などに関する最新の改定内容を迅速に伝達するため、【           】監修のもとに作成し、各医療機関に郵送している。 ○改定内容の重要度による分類がされている。

2. 上記表に示した情報源以外に、インターネットや書籍なども実際の医療現場で利用されています。信頼される情報源として実習中に利用したことのあるものなど、3つ以上挙げてください。

## チェックテスト P202 ①医薬品の情報源 解答例

氏名

実施日

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

1. 以下に示す表は、医薬品の繁用される情報源の種類と特徴をまとめたものです。

【           】にあてはまる言葉を記入してください。

情報源の種類	特徴
医療用医薬品 【添付文書】	○薬事法第 52 条で定められた、医師・歯科医師・薬剤師を対象に、患者の安全を確保し医薬品の適正使用を図るための情報を提供する目的で、製薬企業が作成し、医薬品に添付される文書のことであり、医療従事者が医薬品を使用する際の基本的で根源的な情報源である。 ○紙面の量的限界や記載禁止事項（薬事法第 54 条）などから、臨床では必要な情報でも記載できないものもある。例：適応外使用や外国での用法・用量など。
医薬品インタビューフォーム (IF)	○添付文書などの情報を【補完】し、薬剤師などの医療従事者にとって日常業務に必要な医薬品の適正使用に必要な情報、あるいは薬剤情報提供の裏づけとなる情報などが集約された総合的な【医薬品解説書】として【日本病院薬剤師会】が記載要領を策定し、薬剤師などのために該当する医薬品の製薬企業に作成および提供を依頼している学術資料として位置づけられている。 ○IF は製薬企業が任意で作成しているものであり、法律で定められた公的文書ではない。
医薬品製品情報概要	○医薬品の普及と適正使用の推進を目的として、製薬企業が個々の医薬品の【概略情報】をまとめた資料である。
新医薬品の【“使用上の注意”の解説】	○新しい医薬品の安全性情報を提供するために、“使用上の注意”の背景と内容についてわかりやすく解説した資料である。
【医薬品安全対策情報】 (DSU : Drug Safety Update)	○DSU は日本製薬団体連合会が添付文書の使用上の注意などに関する最新の改定内容を迅速に伝達するため、【厚生労働省医薬食品局】監修のもとに作成し、各医療機関に郵送している。 ○改定内容の重要度による分類がされている。

2. 上記表に示した情報源以外に、インターネットや書籍なども実際の医療現場で利用されています。信頼される情報源として実習中に利用したことのあるものなど、3つ以上挙げてください。

- 医薬品医療機器情報提供ホームページ <http://www.info.pmda.go.jp/>
- 一般用医薬品データベース <http://www.jsmi.jp>
- MDLINE <http://www.healthy.pair.com>
- 医中誌 Web <http://login.jamas.or.jp>
- iyakuSearch <http://database.japic.or.jp>
- 日本薬局方 第 15 改正
- 医療用医薬品集 2007 JAPIC
- 薬剤コード識別事典 平成 18 年版 医薬ジャーナル社

## ○ 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
203	処方内容から得られる患者情報を的確に把握できる。 (技能)	シミュレーション (筆記型)	203 実習中	/	

模擬処方せん又は実際の処方せんにより、筆記型シミュレーションテストを行う。

必須模擬処方せん番号：2007P203

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会堂薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
206	問い合わせに対し、根拠に基づいた論理的な報告書を作成できる。(知識・技能)	実地試験 レポート	206 実習中	/	

患者さまや医師などの医療従事者からの問い合わせに対し、根拠に基づいた論理的な報告書を作成できるよう、課題に対するレポートで評価する。

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
207	医薬品・医療用具等安全性情報報告用紙に必要事項を記載できる。(知識・技能)	シミュレーション 筆記型	207 学習中	/	

医薬品・医療用具等安全性情報報告制度および報告する対象事例を理解し、実際に事例発生時に所定の用紙に記載できるように、各項目の記載方法の例を参考にシミュレーションで記載する。

- 記載方法を理解し、記載することができた
  記載できなかった

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
301	①保険調剤業務の全体の流れを理解し、処方せんの受付から調剤報酬の請求までの概要を説明できる。	口頭試験	実習期間	/	

保険調剤の基本的なフローチャート（別紙）に従って説明できたかどうか評価者はチェックする。

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
301	②保険薬局として認定される条件を、薬局の設備と関連づけて具体的に説明できる。【知識】	口頭試験	301 終了時	/	

<p>保険薬局として認定される条件について、学生が述べる事ができた項目に✓を記入。</p> <p style="text-align: right;">点 / 2点</p> <p><input type="checkbox"/> 薬局の開設者の申請により、厚生労働大臣が指定を行う。(申請書は管轄地方社会保険事務局へ提出)</p> <p><input type="checkbox"/> 保険調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた保険薬剤師でなければならない。</p>
<p>薬局の定義および薬局開設に必要な手続きとして、学生が述べる事ができた項目に✓を記入。</p> <p style="text-align: right;">点 / 4点</p> <p><input type="checkbox"/> 薬局とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所をいう。(病院、診療所、家畜診療施設の調剤所を除く)</p> <p><input type="checkbox"/> 薬局開設にはその所在地の都道府県知事の許可が必要。</p> <p><input type="checkbox"/> 許可を受けるためには、薬局開設許可申請書を必要な書類とともに保健所長に提出する。</p> <p><input type="checkbox"/> 許可は6年ごとに更新を受ける必要がある。</p>
<p>薬局開設許可の大きな3つの基準について、学生が述べる事ができた項目に✓を記入。</p> <p style="text-align: right;">点 / 3点</p> <p><input type="checkbox"/> 構造設備基準への適合</p> <p><input type="checkbox"/> 薬剤師員数規定への適合</p> <p><input type="checkbox"/> 人的欠格条項に該当しない</p>
<p>薬局の構造設備の9つの基準について、学生が述べる事ができた項目に✓を記入。</p> <p style="text-align: right;">点 / 9点</p> <p><input type="checkbox"/> 換気が十分で、清潔であること</p> <p><input type="checkbox"/> 居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること</p> <p><input type="checkbox"/> 面積はおおむね19.8㎡以上で、薬局の業務を適切に行うことができるものであること</p> <p><input type="checkbox"/> 医薬品を通常陳列又は交付する場所は60ルクス以上、調剤台の上は120ルクス以上の明るさを有すること</p> <p><input type="checkbox"/> 調剤室を有すること</p> <p style="padding-left: 20px;">・6.6㎡以上の面積、天井・床は板張り、コンクリート又はこれらに順ずるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 冷暗貯蔵のための設備を有すること</p> <p><input type="checkbox"/> かぎのかかる貯蔵設備を有すること</p> <p><input type="checkbox"/> 調剤に必要な設備および器具を備えていること</p> <p><input type="checkbox"/> 試験検査に必要な設備および器具を備えていること</p>
<p>薬剤師の人数の規定について説明してください。</p> <p style="text-align: right;">点 / 1点</p> <p><input type="checkbox"/> 1日平均取扱い処方せん数40枚までは1人。それ以上は40又は端数を増すごとに1を加えた数。</p>

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
302	②処方せん受付時の対応および注意事項（患者名の確認、患者の様子、処方せんの使用期限、記載不備、偽造処方せんへの注意など）について説明できる。【知識】	口頭試験	302 終了時	/	
	③初来局患者への対応と初回質問表の利用について説明できる。【知識】	口頭試験	302 終了時	/	
303	初来局および再来局患者から収集すべき情報の内容について説明できる。【知識】	口頭試験	303 終了時	/	

302②処方せん受付時の対応および注意事項について、学生が説明できた項目に✓を記入。

- あいさつをする
- 患者名を確認する
- 来局者が本人か本人以外(本人との関係)か確認する
- 患者さまの様子を確認する
- 処方せんの使用期間を確認する
- 処方せんの形式および記載事項に不備がないか確認する
- 偽造処方せんでないことを確認する
- 初来局か再来局かの確認する

302③初来局患者への対応と初回質問表の利用について、実際に初回質問表を記入してみることで理解できた内容について説明してください。

- 説明できた                       説明できなかった

303 初来局および再来局患者から収集すべき情報の内容について説明できましたか？

- a. 初来局の場合：他科受診・併用薬の有無、アレルギー歴、副作用歴、生活習慣、現在の症状、検査値等
- 説明できた                       説明できなかった
- b. 再来局の場合：初来局時に収集した情報の確認および服薬状況、治療経過等
- 説明できた                       説明できなかった

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
304	①処方せん受付時の対応ができる。(技能・態度)	実地試験	実習期間	/	

項目	はい	いいえ	評価日	評価者
実際に窓口で患者さまと処方せん受付時の対応ができましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
1. 患者さまにあいさつができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
2. 処方せんを両手で受け取る事ができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
3. 患者氏名を確認することができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
4. 初来局か再来局かを確認し、初回質問表の記入などインタビューの目的を話し、同意を得ることができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
5. 処方せんの記載事項などを確認し、必要に応じて、保険証の確認ができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
6. お薬手帳の作成の意義について説明し、同意を確認することができた。・・・初来局の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
304	②生命に関わる職種であることを自覚し、ふさわしい態度で行動する。(態度)	実地試験 観察記録	実習期間	/	

項目	はい	いいえ	評価日	評価者
実習期間を通じて、挨拶、言葉遣い、マナーが適切に実践できていましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
1. 清潔感のある身だしなみであった。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
2. 気持ちの良い挨拶と素直な返事ができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
3. 年齢・性別・本人又は家族など相手に応じた言葉遣いや話し方ができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
4. 薬局スタッフの一員として、常に患者さまの目を意識して行動することができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	